

## 貼るだけ！ドアカウンター サービス規約

第1条 (目的) 貼るだけ！ドアカウンター サービス規約（以下「本規約」といいます。）は合同会社 Gugenka（以下「弊社」といいます。）が貼るだけ！ドアカウンターの利用について定めるものです。

第2条 (サービス)

1. 弊社は利用者に対し、本規約に定める条件に従って、次のサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(1) サービス名

貼るだけ！ドアカウンター

(2) サービス内容

1. ドアの開閉回数を Web 上で表示する機能を提供します。
2. ドアの開閉があった際にメールで通知する機能を提供します。
3. 指定した時間ドアの開閉が行われなかった際にメールで通知する機能を提供します。

(3) 条件

利用場所は京セラコミュニケーションシステムが提供する Sigfox ネットワークのサービスエリア内であること。

ただし、上記環境であっても建物の位置や構造等の影響により利用出来ない場合があります。

2. 本規約に定めのない本サービスの具体的内容及び利用方法については、別途取り決めます。

第3条 (利用契約の成立ならびに更新)

1. 本サービスの利用に関する契約（以下、「利用契約」という）は、利用者による申し込みをもって成立するものとします。

2. 当社もしくは契約者による解約 の手続きがなされるまで本サービスの契約は以後 1 ヶ月単位で自動更新するものとします。

3. 商品到着後 7 日以内にご連絡の上、返送してください。但し未使用品に限ります。お客様のご都合による返品は、送料をご負担頂きます。

4. 商品発送後のキャンセルは出来ません。

第4条 (機器の発送)

代金決済手続きの完了後速やかに発送します。なお在庫切れの際は別途ご連絡致します。

第5条 (利用の停止)

1. 利用者が利用の停止を希望する場合は、毎月 28 日までに弊社に通知するものとします。
2. 毎月 28 日までに利用の停止の届があった場合は、翌月より課金を停止します。

#### 第6条 (利用の再開)

1. いつでも利用を再開出来ます。
2. 課金は再開の申込みがあった日の次の月末日より開始されます。
3. 契約の再開の場合は最低利用期間を 2 ヶ月とし、それ以前に利用者が解約を希望する場合は、不足する金額を一括で弊社に支払う事とします。

#### 第7条 (料金)

1. 本サービスの料金は次の通りです。
  - (ア) 初期費用
    - ① タイプ A 9,000 円 (税抜)
    - ② タイプ B 15,000 円 (税抜)
  - (イ) 利用料 (タイプ A・タイプ B 共通)  
900 円/月 (税抜)
2. 支払について
  - (1) 支払時期
    - (1) 初期費用  
クレジットカード決済完了時に課金します。
    - (2) 利用料  
申込み月の翌月末日に初回の課金を行い、その後、毎月月末日に課金します。
    - (3) 請求時期  
ご利用のクレジットカード会社様により異なります。
  - (2) 支払い方法  
クレジットカード決済とします。利用可能なカード会社は下記の通りとします。
    - VISA
    - MasterCard
    - JCB
    - AmericanExpress
    - Diners
  - (3) 弊社は、いかなる場合においても、一度支払われた料金を返還する義務をおかないものとします。

3. 料金の改定について

- (1) 当社は、利用者の承諾なく料金額を改定または部分的変更を行うことができるものとし、利用者は、改定後の料金を当社指定の方法で支払うものとし、
- (2) 当社は、料金額の改定または部分的変更を行う際は3ヶ月前までに利用者に通知するものとし、

第8条 (機器)

1. 機器の所有権は利用者に帰属します。
2. 機器に不具合があった場合、利用者が機器を受領してから1年以内であれば弊社にて修理・交換の対応を行います。

第9条 (権利及び地位の譲渡等)

弊社及び利用者は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本規約上の地位を第三者に承継させ、又は本規約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供することはできません。

第10条 (機密保持)

1. 弊社及び利用者は、本規約に関して相手方から開示又は提供された個人情報（個人情報保護法第2条第1項に規定するものをいう。）、顧客情報、企業情報、その他すべての情報（以下「機密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事前に書面により相手方の同意を得ることなく、本規約の目的以外に使用し、又は第三者に開示又は提供してはならないものとし、ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではありません。
  - (1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報
  - (2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報
  - (3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報
  - (4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報
2. 本条の機密情報保持義務は、本規約終了後も存続するものとし、

第11条 (反社会的勢力の排除)

1. 弊社及び利用者は、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証します。
  - (1) 暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴

力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること

- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 弊社又は利用者は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本規約を含む弊社利用者間のすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

#### 第12条 （損害賠償）

1. 弊社及び利用者は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対して、通常生ずべき損害及び予見し、又は予見することができた特別の事情による損害について、損害を請求することができます。
2. 第1項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める料金相当額を限度とします。

#### 第13条 （契約の解除）

1. 弊社又は利用者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本規約の全部又は一部を解除することができます。
  - (1) 背信行為があった場合
  - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) その他前各号に準ずるような本規約を継続し難い重大な事由が発生した場

合

2. 弊社又は利用者は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本規約の全部又は一部を解除することができます。

第14条 (不可抗力免責)

天変地異、戦争、暴動内乱、法令の改廃制定、公権力による命令・処分、その他本規約当事者のいずれの責に帰し得ない事由による契約の全部若しくは一部の履行の遅延又は不能が生じた場合には弊社及び利用者はその責を負わないものとします。

第15条 (準拠法・合意管轄)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、弊社利用者間の協議によっても、本規約に関する紛争が円満に解決できない場合は、弊社及び利用者は、札幌簡易裁判所又は札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を処理するものとします。

第16条 (協議)

本規約に定めのない事項及び本規約の解釈に疑義が生じた場合については、弊社、利用者双方誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

制定 平成 30年 12月 18日

改定 平成 31年 4月 22日